

鳥取県告示第612号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨の届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ境港
境港市竹内団地280
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
大和リース株式会社 代表取締役社長 森田 俊作 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1-36
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 6,333.75平方メートル
変更後 837平方メートル
- 4 基準面積以下となった年月日
平成23年9月10日
- 5 基準面積以下とする理由
基準面積（1,000平方メートル）以上の物販店舗が維持できないため
- 6 届出年月日
平成23年9月5日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の廃止届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成23年11月1日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
境港市上道町3000 境港市産業環境部商工農政課